

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

・弊社は国内パートナー企業及び海外のスタートアップ企業との協業や提携を通じて、技術や知識の共有、新たなアイデアや製品の開発を進めるオープンイノベーションを推進し、相互の人と組織の信頼関係を高めながら技術革新や製品改良を行い付加価値の向上を図ります。

b. IT 実装支援

・IT人材の育成、サイバーセキュリティ対策、BCP策定及びDX化の様々なニーズに対応すべく、有益なDX化情報の公開、研修会／セミナーの共同参画等を実践してまいります。

c. グリーン化の取組

・省エネ診断に係る助言・支援、グリーン調達等、関連する企業との協業に取り組めます。

d. 健康経営に関する取組

・健康経営（健康経営優良法人ブライツ500認証企業として）に係るノウハウの提供、セミナーの企画等を行い、双方の社員が働きやすい労働環境の構築に貢献してまいります。

e. BCP/事業継続

・取引先の災害時等の事業継続計画策定（連携含め）の助言を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

a. 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに下請事業者の適正な利益を含み下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

b. 支払条件

下請代金は、原則現金支払いとし、口座振り込み等での振込手数料は、下請事業者の負担とせず自社負担とし、また、支払サイトは受領日より60日以内とします。

c. 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

d. 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月7日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ソフト開発

企業名

代表取締役 大野純一

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。